

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和5年9月22日

金曜日

第5136号

## 目次

### 公安委員会規則

- 富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 1

### 告示

- 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定 3  
○指定自立支援医療機関の指定 4  
○指定自立支援医療機関の指定の更新  
○道路の区域変更 5  
○換地処分 6

### 訓令

- 富山県立中央病院放射線障害予防規程の一部を改正する訓令

### 公告

- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 7  
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 8

## 規則

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和5年9月22日

富山県公安委員会委員長 金井 豊

### 富山県公安委員会規則第9号

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

富山県警察の組織に関する規則（昭和58年富山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表生活安全部の項を次のように改める。

生 活 安 全 部	生活安全企画課 人身安全・少年課 サイバー犯罪対策課
-----------------------	----------------------------

第3条の表少年女性安全課の項を次のように改める。

人身安全・少年課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 少年の補導及び少年非行の防止に関する事。</li> <li>(2) 少年犯罪の捜査に関する事。</li> <li>(3) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関する事。</li> <li>(4) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関する事。</li> <li>(5) 少年に対する暴力団の影響の排除に関する事。</li> <li>(6) 児童、高齢者及び障害者に対する虐待に関する事。</li> <li>(7) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の運用に関する事。</li> <li>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の運用に関する事。</li> <li>(9) 富山県迷惑行為等防止条例（昭和38年富山県条例第17号）の運用に関する事。</li> <li>(10) 行方不明者発見活動に関する事。</li> <li>(11) 声かけ、つきまとい等の前兆事案の先制・予防的活動に関する事。</li> </ul>
----------	--

第14条の表中

富山中央警察署	警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地域課 刑事第一課 刑事第二課 交通課 警備課
高岡警察署	警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地域課 刑事課 交通課 警備課

を

富山中央警察署	警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地域課
高岡警察署	刑事第一課 刑事第二課 交通課 警備課

に改める。

### 附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

告 示

富山県告示第348号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第6条の規定により告示する。

令和5年9月22日

富山県知事 新 田 八 朗

氏名	担当する医療の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
大森 隆昭	整形外科	富山県済生会高岡病院	高岡市二塚 387番地 1	令和5年9月1日
寺村 千里	内科	高岡市民病院	高岡市宝町 4番 1号	令和5年9月1日
佐藤 晃一	内科	高岡市民病院	高岡市宝町 4番 1号	令和5年9月1日
稲端 翔太	内科	高岡市民病院	高岡市宝町 4番 1号	令和5年9月1日
今西 理恵子	整形外科	高岡市民病院	高岡市宝町 4番 1号	令和5年7月1日
菊島 卓也	泌尿器科	高岡市民病院	高岡市宝町 4番 1号	令和5年9月1日
山崎 仁史	眼科	高岡市民病院	高岡市宝町 4番 1号	令和5年9月1日
西野 貴晶	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科	西野医院	氷見市窪 1076番地 1	令和5年9月1日
石田 正幸	耳鼻咽喉科	かみいち総合病院	中新川郡上市町法音寺 51番地	令和5年7月4日

## 富山県告示第349号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和5年9月22日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
ウエルシア薬局 高岡四屋店	高岡市上四屋4 番19号	育成医療、 更生医療	調剤	令和5年9月1日

## 富山県告示第350号

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和5年9月22日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			
金沢医科大学氷見市民病院	氷見市鞍川1130 番地	更生医療	心臓脈管外科	令和5年9月1日
金沢医科大学氷見市民病院	氷見市鞍川1130 番地	更生医療	腎臓	令和5年9月1日
たんぼぼ薬局氷見店	氷見市鞍川1117 番地2	育成医療、 更生医療	調剤	令和5年9月1日

チューリップ法音寺薬局	中新川郡上市町法音寺2番地3	育成医療、更生医療	調剤	令和5年9月1日
砺波市訪問看護ステーション	砺波市新富町1番61号	育成医療、更生医療	訪問看護	令和5年9月1日

**富山県告示第351号**

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月22日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年9月22日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 万尾脇方線	氷見市大野字池田4093番3から 氷見市泉字念仏 465番1地先まで	変更前	A	最大 15.3 最小 7.1	280.2	高岡土木センター 氷見土木事務所
			B	最大 16.0 最小 9.2	288.5	
		変更後	A	最大 15.3 最小 7.1	280.2	
			B	最大 60.2 最小 7.9	305.7	

**富山県告示第352号**

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和5年9月21日県営農地整備事業大布施南部地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和5年9月22日

富山県知事 新 田 八 朗

訓 令

富山県立中央病院放射線障害予防規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和5年9月22日

富山県知事 新 田 八 朗

**富山県訓令第9号**

富山県立中央病院

富山県立中央病院放射線障害予防規程の一部を改正する訓令

富山県立中央病院放射線障害予防規程（平成12年富山県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第20条に次の1項を加える。

2 放射線管理者は、放射線測定器について、点検及び校正を、1年ごとに、適切に組み合わせて行わなければならない。

第22条第1項第8号中オをカとし、アからエまでをイからオまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日）（内部被ばくについて測定する場合に限る。）

第22条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 主任者は、外部被ばくによる線量の測定に関し、信頼性を確保するための措置を講じなければならない。



---

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年9月22日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 店舗の名称及び所在地**

イータウンとなみ 砺波市太郎丸字堀田島3530番1 外

**2 店舗を設置する者** 株式会社ヤマダホールディングス、アルビス株式会社**3 変更事項**

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダデンキ 代表取締役社長 小林 辰夫 群馬県高崎市  
栄町1番1号 ほか4

(変更後) 株式会社ヤマダデンキ 代表取締役社長 小林 辰夫 群馬県高崎市  
栄町1番1号 ほか3

**4 変更の日** 令和5年9月1日 ほか**5 変更の理由** 小売業者変更のため**6 届出の日** 令和5年9月7日**7 縦覧場所** 富山県商工労働部地域産業支援課**8 縦覧期間** 令和5年9月22日から令和6年1月22日まで**9 その他**

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

- (2) (1)の事項の公表の可否
-



(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

